

議員報酬について

(株)地方議会総合研究所
代表取締役 廣瀬和彦

1. 議員報酬の意義と性質

議員報酬の意義

議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。なお、常勤の職員に対するものは給与で、非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近い考えのものである。

議員報酬の性質

原則的に、議員が職務を執行することに支給せられるべきもので、職務を執行しない場合には支給すべき性質のものではない。

※議員報酬は生活給である国会議員に支給される歳費や常勤の職員に支給される給料とは異なる。→そのため常勤の職員に対する規制と同等又はそれ以上の規制とすることが適当である。

☆ 議員報酬の法的根拠

【地方自治法 203 条】

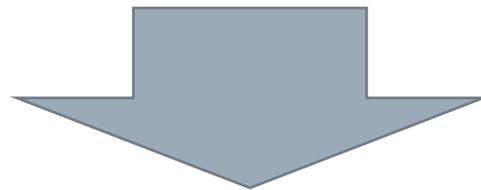
- ① 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【地方自治法 204 条の 2】

普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

☆議員報酬の特殊性

議員報酬は勤務日数に応じて報酬を支給するとの原則を除外



議員報酬を規定するにあたって国会議員との均衡が考慮されたこと並びに国会議員の歳費とおおむね同様の考え方で議員報酬が支給されてきた実態があったから

☆ 議員に対し条例で規定すれば支給が可能なもの

議員報酬（地方自治法203条1項）

期末手当（地方自治法203条3項）

費用弁償（地方自治法203条2項）

政務活動費（地方自治法100条14項）

【地方自治法100条14項】

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

☆給料・手当・給与

給料	正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。
手当	一般に給料の加給される従たる給与をいう。正規の勤務時間外の勤務に対する報酬及びその他の給料では対処できない給与。
給与	給料＋諸手当
旅費	一般的に公務のための旅行する職員の当該旅行に要する経費をいう。

2. 議員報酬の対象となる活動の範囲



政治活動を除いた議会活動及び議員活動が議員報酬の役務の対象となる活動の範囲といえる。政治活動は議員報酬の対象には含まれない。→給料が正規の勤務時間により勤務に対する報酬であることを考慮。

3. 議員報酬にかかる減額規定 (1) 基本的考え方

原則	例外
<p>普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく条例に基づかないでいかなる給与その他の給付もできないこととされているが、報酬及び費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであつて、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもつて報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない（大判大7. 12. 19）。</p>	<p>報酬は元来役務の対価としての性質を持つものであるから、議会欠席、懲罰による出席停止のようにそもそも役務の提供がない場合は、これを支給しない旨又は減額する旨を条例に規定することは問題ない。</p>

(2) 欠席議員に対する報酬減額

○欠席議員に対する報酬減額の可否（行政実例昭和24.8.25）

問 地方公共団体の議会の議員の報酬条例において期間を定め、その期間議会（委員会を含む。）に出席しない場合には当該期間分の報酬を支給しない旨の規定を設けることができるか。

答 お見込のとおり。

(3) 懲罰議員に対する報酬減額

○懲罰議員に対する報酬の減額支給（行実昭和32.5.16）

問 町議会議員の報酬を月額で支給する旨の条例を設けている場合において、当該議会の懲罰により出席停止をうけた議員に対してその議員の報酬中から出席停止期間分の報酬を減額して支給すること。また、議会の会期が1ヶ月以上にわたる場合、会期中の出席停止処分をうけた議員に対してその期間中の報酬を一切支給しないことを条例で規定することができるか。

答 できる。

(4) 議員報酬減額の対象とする活動

対象となる活動	対象とならない活動
本会議・委員会・協議等の場・議員派遣・委員派遣	議員活動・政務活動（各議員・各会派の活動の把握が極めて困難であり、画一的なものでないため）

☆ 各都道府県の規定例

都道府県	富山県	熊本県
規定	議長、副議長及び議員がその任期中に長期欠席をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、月額に2分の1を乗じて得た額を減じた額とする。	【熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例4条】 正当の事由なく議会の招集に応じないときは、その議会の属する月の議員報酬は、支給しない。
減額率	50%（月単位・翌月から）	100%（月単位で不支給）
対象となる活動	本会議・委員会・協議等の場・ 議員派遣・委員派遣	本会議のみ

(5) 対象となる活動のうち適用除外となる理由

会議規則における連動理由	議長による正当な理由	東京都議会
<p>【標準都道府県議会会議規則 2 条に連動・正当事由の制限列举】</p> <p>①公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由で議長に届け出た場合</p> <p>②議員が出産のため出席できないときで当該出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出た場合</p>	<p>議会運営委員会への諮問に基づく答申を踏まえた議長による正当であると認められた理由</p>	<p>【東京都議会会議規則 11 条】</p> <p>疾病、出産、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事故のため議長に届け出た場合</p>

(6)減額率に対する考え方

理論上

議員報酬については地方自治法203条4項で条例で自由に規定することが可能であることから、100%不支給とすることも可能。

実務上

人事院規則9-82（俸給の半減）及び一般職の職員の給与に関する法律23条における休職者の減額率を参照して規定。→当該都道府県常勤職の規定を参照。

☆減額率

人事院規則 9-8-2 (俸給の
半減)

50%の減額

一般職の職員の給与に関する
法律 23 条における休職者の
減額率

20%の減額

4. 期末手当の性質及び期末手当への反映方法

期末手当	議員報酬減額月との連動
<p>生計費が一時的に増大する時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有する手当をいう。そもそも手当とは一般に給料の加給される従たる給与をいい、正規の勤務時間外の勤務に対する報酬及びその他の給料では対処できない給与をいう。</p>	<p>議員報酬と連動させるかどうかは条例の規定次第（期末手当算定の期間率、基準日における議員報酬にどのように反映させるか次第）</p>

☆議員への期末手当に関する法の趣旨

原則	法の趣旨
<p>地方議会の議員に対する給与その他の給付は地方公共団体の常勤の職員と異なり、それをもって本人及びその家族の生活を維持するという建前の上に立つものではないから、その限りにおいては議員に対する期末手当の支給は必ずしも必要ではない。</p>	<p>議員も含めて、地方公共団体の職員に対してはいかなる給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給できないことから、同じ議決機関の構成員たる国会議員に対し期末手当が支給されていることに鑑み、地方議員に対しても条例で特に規定するならば、支給できることされている。それゆえ、議員に対する期末手当の支給することは可能だが、支給しなければならないものではない。→そのため地方自治法203条3項は支給することができるとの任意規定となっている。</p>

☆ 期末手当への反映留意点

期末手当算定の期間

減額支給された月を期末手当算定の期間から除く

基準日における議員報酬

基準日における議員報酬が減額支給の議員報酬である場合はその報酬を基準とする（基準日の議員報酬が0の場合は0となることに注意）

☆東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

【条例6条】

①都議会議員で6月1日及び12月1日(基準日)に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職、失職又は死亡した都議会議員についても、同様とする。

②前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき期末手当の額は、給与条例別表第六の適用を受ける職員の例により算出した職員の給与月額に相当する額に給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、基準日前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

6箇月 100分の100

3箇月以上6箇月未満 100分の60

3箇月未満 100分の30

5. 逮捕等による支給停止規定について

逮捕等による支給停止規定の是非	停止期間
<p>報酬にかかりどのような支給停止規定を設けるかは自由であり条例で規定可能→報酬を有罪が確定していないにもかかわらず支給をしないとするのは問題となるが、報酬を支給したのち有罪となった場合に勾留期間等の報酬を遡って返還させることは実務上困難であることから可能。</p>	<p>停止期間をどのように定めるかは条例で自由に規定でき各議会の判断（なお、逮捕等により支給停止となったのちに無罪になった場合でも議員活動を行わなかったことをもって支給しないとするのは不適當）</p>

☆ 支給停止についての留意点

常勤の職員において刑事罰等により支給停止とすることが
できるのは生活給である給料は対象とならず期末手当のみ。
一般職の職員の給与に関する法律 19 条の 6 ・ 東京都職員
の給与に関する条例 21 条の 2 の 3 を参考に議員報酬及び
期末手当についてどのような支給停止要件とするのかを考
慮すべき。

☆ 支給停止要件

支給停止要件

刑事事件の被疑者・被告人として逮捕勾留その他の身分拘束処分の場合（議員としての役務を提供できない場合に限定）

支給停止期間の考え方

逮捕等により議員報酬減額の対象とする活動に対して役務を提供できない期間（月単位又は日割り）
→役務を提供することが確認できる期間まで支給を停止することは可能。

☆ 支給停止解除の考え

議員報酬の支給停止解除は不起訴の場合と無罪の判決が確定した場合に遡って停止していた報酬を支給することが適当。→その際には本来支払うべき議員報酬を支給停止していたのであるので一括して支給することが妥当。

☆ 期末手当への支給停止の場合の影響

原則	支給停止が解除された場合
期末手当算定における期間への支給停止期間の除外	遡って議員報酬とともに一括支給する必要あり

☆ 支給停止期間と長期欠席の要件の競合

逮捕等による支給停止期間が長期欠席の要件をも満たす場合、無罪であっても議員報酬対象活動に対して役務の提供がないため不支給とすることは不適當であると考え。→逮捕等による議員報酬対象活動に対する役務の不提供は正当な理由に該当すると考えられるため。

本人の意思に基づかない役務の不提供をも報酬不支給の事由とするならば、出産や公務災害等の事由にあたって不支給としないと均衡がとれない。

6. 議員報酬減額に当たっての欠席理由の判断

判断権者	報酬条例と会議規則との関係
議長（ただし実務上は地方自治法109条3項3号により議長が議会運営委員会に諮問し答申を受けたうえで決定するのが適当）	報酬条例に議長判断による正当な理由の場合に減額対象から除外する旨の規定を置き、会議規則における欠席事由と連動させる必要あり